

鴻巣市上下水道事業運営審議会条例

昭和63年3月28日条例第15号

(設置)

第1条 この条例は、上下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鴻巣市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行う。

- (1) 水道料金及び下水道使用料の改定に関すること。
- (2) その他重要な上下水道事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要な都度、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水道の使用者
- (3) 下水道の使用者

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、当該分掌事務を所管する上下水道部の主務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 鴻巣市上水道料金等審議会条例（昭和54年鴻巣市条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成9年条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第33号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第145号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第1号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。